

地域おこし協力隊活動支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年7月1日制定

〔文化スポーツ観光部観光政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市地域おこし協力隊活動支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領の作成に関すること。
- (2) 指名業者の選定に関すること。又は、選定基準の作成に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、文化スポーツ観光部長、文化スポーツ観光部次長、観光政策課長、観光政策課長補佐、園芸畜産振興課6次化推進係員とする。

3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、文化スポーツ観光部長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ観光部観光政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。